	数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が〇・一〇（以下この表において「若年者比率」という。）に係る十年間人口減少市町村（当該市町村の数で除して得た率を四年間比率を合計して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を第三号において「基準若年者比率」という。）		
	数値が〇・一二	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位を四捨五入して得た率（当該市町村の人口減少率（当該市町村の人口に係る令和二年の国勢調査の結果による当該市町村人口を控除して得た数値が負数であるときは、これを切り捨てる。）を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）		
第二条第一項第二号	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率		
	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	令和二年	平成七年
	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	令和二年	平成七年
第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	令和二年	平成七年

昭和五十年	〇・二八	基準四十年間人口減少率		
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率		
	〇・三五	基準高齢者比率		
	〇・一一	基準若年者比率		
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率		
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	平成二年	平成七年
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率	令和二年	平成七年

2　この法律の規定（前条の規定を除く。）は、前項の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第二条第一項第一号	第十七条第九項	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。第十七条第九項
	平成二十九年度から令和元年度まで	第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内
	数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下この項及び次条において「財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）